

令和元年第10回宇佐市教育委員会会議録

令和元年9月25日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員	教 育 長	竹内 新
	教 育 長職務代理	古里 万里子
	委 員	佐藤 修水
	委 員	松永 建比古
	委 員	河野 浩一

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	竹下 富美子
社会教育課長	野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	久井田 裕

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎専決報告3 宇佐市三和文庫運営委員会委員の委嘱について

(社会教育課)

◎附議事項

議第87号 宇佐市立幼稚園規則の一部改正について (学校教育課)

議第88号 宇佐市立中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入費補助金交付
要綱の制定について (学校教育課)

議第89号 指定校変更について (学校教育課)

議第90号 宇佐市地域学校協働活動推進委員の委嘱について (社会教育課)

議第91号 令和元年度宇佐市社会教育功劳被表彰者について (社会教育課)

◎追加議案

議第92号 指定校変更について

(各課)

議第93号 宇佐市文化財調査委員会への諮問について

(社会教育課)

◎報告事項

(1) 10月の行事等の予定について

(各課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長 令和元年第10回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局 (令和元年第9回の会議録を読み上げる)
令和元年第9回の会議録を各委員に諮り、承認される。

教 育 長 専決報告3 宇佐市三和文庫運営協議会委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 専決報告3 宇佐市三和文庫運営協議会委員の委嘱について、ご説明します。2Pをご覧ください。職指定になっており、任期途中ですので、専決としてさせていただきました。三和文庫運営協議会につきましては、三和酒類株式会社様から毎年100万円の寄附をいただきまして、芸術・文化・歴史等についての資料などの購入費用、宇佐の文化に関する書籍を発行するなどに使わせていただいております。今年も100万円の寄附をいただきましたので、早急にその100万円の使い道について、協議会を開催しなければならないということで委員の委嘱について、専決をしていただいたところで

(詳細については議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。
ないようですので、次に議第87号宇佐市立幼稚園規則の一部改正について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第87号宇佐市立幼稚園規則の一部改正について、ご説明します。
3Pをご覧ください。

(詳細については、議案に記載)

- 委員 現在の四日市幼稚園の預かり保育はどれくらいありますか。
- 学校教育課長 月によって違いますが、現在、在園数が6人で、月毎に常時2～3人いるようです。
- 委員 預かり保育をするようになって、入園希望者が増えたということはありませんか。
- 学校教育課長 預かり保育をするようになったことが、直接的な理由となって増えているというのは残念ながら言えないと思います。
- 教育長 他に、意見等はありませんか。
- ないようですので、議第87号宇佐市立幼稚園規則の一部改正については、承認とし、次に議第88号宇佐市立中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。
- 学校教育課長 議第88号 宇佐市立中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱の制定について、ご説明します。7Pをご覧ください。
- (詳細は議案に記載)
- 教育長 これにつきましては、9月議会において、ヘルメット購入費補助金についての予算の承認を受けて、教育委員会においてこの交付要綱を承認していただき、要綱を成立させるという流れになるのでしょうか。
- 学校教育課長 はい。承認されれば、施行日は10月1日となります。
- 教育長 何か、意見等はありませんか。
- 委員 通学には自転車を使ってなく、部活動のときのみ使用するのも対象ですか。
- 学校教育課長 はい、対象となります。
- 委員 先ほど説明していただいた要綱の中の経過措置に、「令和元年度に限り～」とありましたが、この要綱の施行日令和元年10月1日以前にすでにヘルメットを購入し、着用している生徒については、校長先生がヘルメット確認書を提出すれば、補助金を受けられるということですね。
- 教育総務課長 はい、そうなります。
- 委員 補助金を交付する場合は、銀行振込になりますか。その時の、手数料はどうなりますか。
- 学校教育課長 個々での銀行振込が一番望ましいのですが、実際は保護者が申請書を学校に提出し、学校で取りまとめて、一括して市の方に申請して、市から決定通知を出しまして、その後学校の口座にまとめて振り込む手順になります。

- 委員 学校の口座に振り込む際の手数料はかからないのですか。
- 教育次長 振込手数料は市が負担しますので、学校側の負担はありません。
- 学校教育課長 学校にまとめて振り込まれて、個々にどのように支給するかというのは、現金で渡すのか、集金から差し引くかなどは各学校にお任せすることになります。
- 委員 各学校の生徒数によって、支給額にかなり大きく違いがありますからね。
- 学校教育課長 支給方法については難しいかとは思いますが、そこは学校にも理解をお願いしたいと思います。
- 委員 しばらくやってみないとわかりませんね。一応3年後には見直すようになるのでしょうか。
- 学校教育課長 そうですね。一番大変なのは、一斉に補助金申請しないといけなくなる今年度だと思います。現在、ヘルメットを着用している生徒がいる学校はほぼ全校生徒が対象となりますし、人数が多い中学校は大変だと思います。来年は新1年生と、今年度申請しなかった人が若干申請し、再来年度以降は新1年生だけという形で落ち着くかなと思います。ヘルメット着用が義務化になるので、必ず着用しますから、来年は全員着用するというような状況になりますので。
- 委員 こういった補助金が必要なくなるくらいに、ある程度定着してくれば、体操服や体育館シューズを買ったりするのと同じような形になってくるわけですから。最初はこういったこともあるかもしれませんが、学校教育においては当然必要なことであるので。一応3年ごとにやり方等も含めて見直すと附則に書かれていますので、これでよいと思います。
- 委員 ヘルメットの関係は、大変複雑でやっとならぬところまでこれたというのは、大変喜ばしい限りです。いよいよ交付決定し、それぞれ学校ごとに購入方法や購入先の業者の選定などは、市教委の方でどこか指導されるのですか。SG基準に合えば、どこの業者でも、どういう形でもよいというふうには自由に選ばれるのかどうかを教えてください。
- 学校教育課長 結論から言いますと、個々に自由に購入することになります。現在の状況は、例えば院内中学校は全員着用していますが、学校で一括して斡旋をし、購入という形をとっている学校もあるので、そのところはそれぞれの学校のやり方になるかと思います。実際、中学校の先生方が心配されているのが、ヘルメットを市内の全中学生が買えるのかということです。市P連の方でも、業者に働きかけをしてくれている状況も聞いていますので、全員にいき渡ればよいなと思いますが、基本的には各自で購入ということになります。
- 委員 その点について、一点違う角度からなのですが、基本的に宇佐市内

の量販店と言われるところは、取り扱いをしてくれないそうです。ただ、ある店舗はこういう制度ができるのであれば、全面的に置きますということです。それと学生服を取り扱っているところは、ヘルメットの業者さんと提携しているそうで取り寄せができるということで、セットで購入できるということです。在庫自体はないけど、そういった形でフォローができるのではないかということをお聞きしています。

教 育 長 先日、報道も出ましたから、ヘルメットを扱おうと思ってくれる業者さんが増えればありがたいと思います。

委 員 先ほどのSGマークがある安全基準を充たすヘルメットを着用するというのは、2年くらい前からヘルメット着用の活動を本格的に始めたときから、守りましょうということでやってきました。ただ、色とか形状などは指定しませんというのはずっと言ってきていますので、保護者の方は安全基準を充たすというのが最優先であることは認識していただいていると思います。昨日、車を運転していたら、若いお父さんと小学校中学年くらいの男の子がランニングしていました。その後ろを低学年くらいの女の子がヘルメットを被って自転車で追いかけていたのです。そのときに、ちゃんと浸透しているのだなと感じたので、今回補助金をいただけるということで、すごく広がりがあると思います。ありがとうございます。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。
ないようですので、議第88号宇佐市立中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱の制定については、承認とし、次に議第89号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第89号指定校変更について、ご説明します。15Pをご覧ください。今回は、新小学校1年生が5人の計5人です。なお、通学途中の事故につきましては保護者が一切の責任を持つこととなります。

(変更理由等については、議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。
委 員 事務的な作業のことですが、例えば、今日教育委員会が決定されたら、本人に学校を通じて結果報告をするのだらうと思いますが、時間的にはすぐにするのですか、それとも少し時間を置いてからするのですか。

学校教育課長 新1年生ですので、学校を通じてというより、ご本人に通知します。今日の教育委員会終了後に、速やかにご本人に通知します。新1年生に関しては、就学時健診がありますので、変更後の学校で就学時健診を受けたいという思いがあり、早め早めに皆さん指定校変更の

申請に来られます。

教 育 長

他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第89号指定校変更については、すべて承認とし、次に議第90号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長

議第90号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、16Pをご覧ください。

委嘱期間につきましては、本日承認をいただきましたら、本日から令和2年3月31日までとなります。宇佐市協育コーディネーターということで、西部中学校校区担当といたしまして、渡辺儀邦さんで城井にお住まいの方です。PTAの前副会長をされており、現在はPTAの父親部会の会長をされています。次に院内中部小学校区担当といたしまして、小野正彦さんで院内町五名にお住まいの方です。学校運営協議会の委員をされて、民生委員、統括コーディネーターをされています。次に院内北部小学校区担当といたしまして、櫛野三枝子さんで前公民館運営審議会の委員であり、学校運営協議会の委員でもあります。以上、3名の方を委嘱したいと思っております。ご審議をお願いいたします。

(詳細は議案に記載)

教 育 長

何か、意見等はありませんか。

ないようですので、議第90号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱については、承認とし、次に議第91号令和元年度宇佐市社会教育功労被表彰者の決定について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長

議第91号令和元年度宇佐市社会教育功労被表彰者について、ご説明します。17Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長

まず確認ですが、社会教育委員会の承認を経て、本日教育委員会に諮っているということですね。

社会教育課長

はい。審査をするようになっていきますので。

教 育 長

そこで何か、社会教育委員の方から、特段のご意見等はありませんでしたか。もし出たのであれば、教えていただけますか。

社会教育課長

特段のご意見等はありませんでした。

教 育 長

それを受けまして、もしこの中に社会教育功労者に留まらず、宇佐市全体の功労者としての表彰の方がよいのではないかなどのご意見がありましたら、忌憚のないご意見をお願いします。

委 員

今回のお名前が挙がっている方々は、素晴らしい方々で問題は全くないと思っております。先ほど、教育長さんがおっしゃった宇佐市全体の功労者については、社会教育委員会では何かご意見はなかったのでは

すか。

社会教育課長 その件につきましては、社会教育委員会の場では、事務局から提案等はしていませんので、そういった話しにはなりませんでした。

委 員 逆にこの方々以外に、社会教育功労者として表彰してもよいのではないかという意見はないですか。

社会教育課長 特に出ませんでした。

委 員 今回の8名の方は、台帳などから、リストアップしたのですか。

社会教育課長 各社会教育関係団体に推薦をお願いしました。学校等、学校コーディネーター、台帳からですね。要綱にも、8年以上となっていますので、活動等、役職などの基準から、リストアップしました。

委 員 問題なのは、こちらの台帳に載っていない社会教育関係者や貢献された方。その方たちを拾い出すのは、なかなか難しいと思います。大きな団体であれば、事務局があって、そこから推薦ができるけど、少人数で、永らく地域に貢献された方もいると思います。そういった方々を拾い出す方法は、何かないかなど。特に公民館長さんたちが地域のことについて、よくわかってらっしゃるから、そういう人が実際はいると思います。そういった方々が、いつまでも日の目に当たらないので。大きな団体に所属しているのであれば、目立つが、そういった団体に所属していない方々を拾い出すのは、公民館長さんになるのかなと思います。今回は、その点についても念を押して、表彰者をリストアップしてほしいと思います。

社会教育課長 はい、わかりました。今回、たまたま公民館長さんをお願いして、リストアップしていただいたのですが、まだまだ漏れている方もいらっしゃるのではと思います。例えば、通学や登下校の際に通学路に立っていただいている方で何年も続けていただいている方をお見かけします。そういった方につきましては、青少年健全育成協議会や自治委員さんとかにあたって、やっと出てくるか出てこないか。以前そういった方々を表彰者としてリストアップしたのですが、辞退されました。

委 員 そういう方は、確かにいらっしゃるのですよね。学校の記念日などに、そういう方をお招きして、お礼を伝えるということをされてきましたね。

委 員 通学路に立っていただいている方は、文化祭などに来てくれた時に、学校や児童会から感謝状とか渡した時はすごく喜んでいました。

委 員 文化振興の関係ですね、文化活動あるいは文化財関係。そういった分野は、団体に所属している人が少ない場合がありますね。例えば、子どもやおじいちゃんおばあちゃんなどでボランティアとしてガイドをする人は、率先してされている人が結構います。でも、団体

に所属していないので、こういったときに推薦されないのです。そういった方々を文化財調査委員さんや公民館長さんに推薦してもらいたいと思います。院内では、石橋ガイドなどを熱心にされている方がいらっしゃいます。

教 育 長 たまたま今回、社会スポーツ関係の方が、お一人挙がっていますね。確かに文化面についても功労者の方はいらっしゃるのだと思いますが、今まではそういう方が対象なのだとことをはっきり認識されていないケースがあるかもしれませんね。これは、これからの課題ですね。他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第91号令和元年度宇佐市社会教育功労被表彰者については、承認とし、次に追加議案の議第92号指定校変更について、学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長 議第92号指定校変更について、ご説明します。追加議案書2Pをご覧ください。今回は、新小学校1年生が3人、小学校1年生1人の計4人です。なお、通学途中の事故につきましては保護者が一切の責任を持つこととなります。

(変更理由等については、議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。

委 員 番号3、4の方について、就学希望期間が令和2年4月1日からなのですが、こんなに早く指定校変更申請を出していいのですか。

学校教育課長 来年度入学の新1年生で、就学時の健康診断がだいたい10月、11月と入学予定の小学校でありますので、入学する学校で健診を受けたいということで、新1年生に関しては早めに受付けをしています。

委 員 新1年生の場合は、こういうケースがあるということですね。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第92号指定校変更については、承認とし、次に議第93号宇佐市文化財調査委員会への諮問について、社会教育課に説明を求めます。

社会教育課長 議第93号宇佐市文化財調査委員会への諮問について、ご説明します。追加議案書3Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

補足させていただきましますと、この内容で文化財調査委員会の方に諮問し、文化財調査委員会の方でこの麻生神楽について詳しく調査をしていただき、また専門家の方にご意見等をいただて、答申という形で教育委員会の方に戻ってきます。その上で、教育委員会において審議していただき、指定を決定していただくという流れになっています。そのための、今回の諮問ということです。

教 育 長 まず私からお伺いしたいのですが、今こういった内容が出てくるのは、何かきっかけがあったのですか。それと、背景などがあれば教えてください。

社会教育課長 豊前神楽ということで、宇佐市でいいますと日岳神楽と十ヶ平神楽が入ったものが、中津市・豊前市・宇佐市を構成員として国の指定になっています。それをきっかけとしまして、市内の神楽社で協議会を作って、活動しています。その協議会の構成員の一つにこの麻生神楽が入っています。その協議会をつくってから、先日9月22日に市内の神楽社による宇佐神宮で神楽の共演大会が開催されました。そういった活動も経緯として、市内に市指定無形民俗文化財として指定されていない神楽がまだあるということで、文化財係で調査しまして、こういった流れになりました。

教 育 長 それでは、何か意見等はありませんか。

委 員 確認ですが、数ある神楽の中で麻生神楽が取り上げられたのはなぜですか。

社会教育課長 市内にありますほとんどの神楽社は、市指定無形民俗文化財を受けています。高家神楽はまだ指定を受けていないと思うのですが、安心院・院内地域を含めまして、ほとんどが指定を受けています。ただ、今まで麻生神楽は市の“選択”無形民俗文化財として、ただ記録に残せばいいという取扱いになっていましたので、今回は市の“指定”ということで、より重きを置いた取扱いに変えていきたいところがあります。最近は、協力していただいて、あちこちのイベント等にも出られているということもあり、そういったことも含めて、市指定無形民俗文化財でもよいのではないかと考えています。

委 員 確かに神事以外のいろんなイベントにきて、やっていただけてますよね。文化財として指定されれば、市からの補助などの面でも、優遇されるようになるのですか。

社会教育課長 そうですね。市の指定文化財になりますと、文化財としての補助を受けられるようになりますので、その点については有利になります。

委 員 麻生神楽を運営していく上でも、さらにやりやすくなる状況になるということですね。

社会教育課長 さらに調査が進めば、県指定、国指定もありますので。まずは、市の指定になっていないと、上に上がっていけない状況ですので、そういったところで進めていきたいと思えます。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第93号宇佐市文化財調査委員会への諮問については、承認とし、続いて報告第1項10月の各課の行事等の予

定について、各課に説明を求める。
(各課長、説明。詳細は議案に記載)

- 教 育 長 何か、質問等はありませんか。
- 委 員 桐生市議の地球未来科の研修について、もう少し詳しく説明をお願いします。
- 学校教育課長 桐生市の議会事務局の方から、桐生市の市議さんが研究開発学校の地球未来科がどのような取り組みをしているか研修視察したいということで依頼がありましたので、お受けしました。1時間程度の研修視察ということで事務局を安心院高校がしており、小・中・高で連携して行っておりまして、地球未来科の今までの取り組みの様子などを事務局が作ったプレゼン資料がありますので、それをお借りして、学校教育課の指導主事が担当で関わっていますので、こちらの方で対応したいと思います。
- 委 員 教育委員の研修で名古屋に行った時も、地球未来科に関しては、非常に皆さん関心がありまして、高い評価を得ていました。
- 教 育 長 他に、意見等はありませんか。
- 委 員 学校給食課のジビエ給食で南部給食センターと宇佐給食センターで料理をした場合、鹿は何頭分くらい必要ですか。
- 学校給食課長 南部給食センターで15キロくらい、宇佐給食センターでは30キロくらいになると思います。
- 委 員 ジビエも現在は、いろんな流通をされています。果たして駆除されたものを有効にということなのですが、だいたいどれくらいの頭数が消費されているのでしょうか。小・中学生だから食べる量は少ないかもしれませんが、全体的な給食センター等で扱う量は非常に多いので、どれくらいの消費があるのかと思って質問しました。一般流通だけでは、とても駆除したものを有効に活用できないと思い、効果的なものはどうなのだろうと思ひまして。
- 学校給食課長 これは、大分県の森との共生推進室というジビエ料理の担当部署が主管となって、大分ジビエ振興協議会がその事業を使って、補助を受けて行うものです。害獣駆除を促進ということを基本的に行っているのですが、食肉利用の促進の目的もあります。普通の家畜肉と違ひまして、状態にそれぞれバラつきがあるので、流通にのせられるものとそうでないものがあります。全体として、食材として使えるのはあまり多くはないということです。宇佐市内の業者は2社ありますが、取り扱いが多いわけではありません。学校給食課としては、県の事業でありますので、なるべく手を挙げて活用していきたいと思ひます。子どもたちには、害獣駆除や森林被害などの背景等を説明しながら、食育指導を行っています。

委員 給食の評判はどうか。

学校給食課長 昨年、鹿肉カレーを提供したのですが、それは評判がよかったです。今回は、また別のことをしてみようということでミートスパゲティとハヤシライスになります。

委員 様子を見ながら、続けていければと思います。

学校給食課長 私たちくらいまでの世代ですと、一般の猟師さんが捕ったものが仲間内で流通してくるようなものが主で、処理の仕方もさまざまだったので、あまりいいイメージがなかったと思うのですが、きちんと加工処理されたものであれば、“ジビエ”というかたちで流通されています。よいものであれば、料理にもなるしということで。そういったところでは抵抗感がなくなってきましたね。流通が促進されれば、それにともなって、捕る側も進むであろうということで、そういったところで貢献できればなと思います。

教育長 他に、意見等はありませんか。

事務局 ないようですので、続きまして次回教育委員会の日程について。次回教育委員会の日程についてですが、10月30日水曜日の午後2時00分から教育委員会2階会議室で開催したいと思いますが、如何でしょうか。

教育長 社会教育課の友好都市協定締結の件は、先ほどで説明済みということによろしいですか。

社会教育課長 ホノルル市とのフレンドシップシティ（友好都市）協定を締結するというので向こうの方に打診をしておりましたところ、今回10月1日に協定に調印しましょうということで、ホノルル市から承認されましたので、令和元年10月1日にハワイ州ホノルル市の市庁舎において、調印を行う予定です。最初のきっかけが平成27年の友好の木ハナミズキイニシアチブということで、城井1号掩体壕の方で植樹式を行いました。それをきっかけに、中学生の短期留学事業がオーストラリアからハワイ州の方へ変わり、ミリラニ中学との交流が始まったということです。平成29年には、国際交流シンポジウムとして、太平洋航空博物館の館長、顧問等をお招きしてのシンポジウムを開催しています。平成30年8月には、こちらからも表敬訪問ということで太平洋航空博物館にいきました。それにあわせて、ホノルル市の方にも表敬訪問しています。そして、今年の5月にミリラニ中学校が宇佐市の方に来られて、民泊等を体験したりして、駅川中学校、長洲中学校の生徒との交流も深めているところですので。市長の方が親書を提出いたしまして、今回承認通知がきて、この10月1日に調印という流れになっています。今後の展開でございますが、学の交流、官の交流、産の交流、民の交流とい

うことでそれぞれの立場での交流をしていきたいと思っています。社会教育課が窓口となったのは、宇佐平和ミュージアムの資料館ができましたら、パールハーバーの太平洋航空博物館と姉妹館として締結していきたいという前提がありまして、こういった活動を推進していったわけでありまして。そういったことで、今回友好都市協定ということになっています。友好都市と姉妹都市の違いですが、姉妹都市は議会の承認があるのですが、今回は友好都市ということ、市長同士の締結というふうになっています。以上です。

教 育 長

本件は、前の近藤教育長の頃から継続の件でありまして、こういった形で実を結んだということは、私もうれしく思います。報道機関にも、説明はしていますので、10月1日以降、どこかのタイミングで報道がなされると思います。この件について、ご意見等はありませんか。

他に意見等がないようなので、次回教育委員会は10月30日水曜日の午後2時00分から、教育委員会2階会議室で開催します。

教 育 長

各委員に諮り確認のうえ、第10回教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時39分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。